

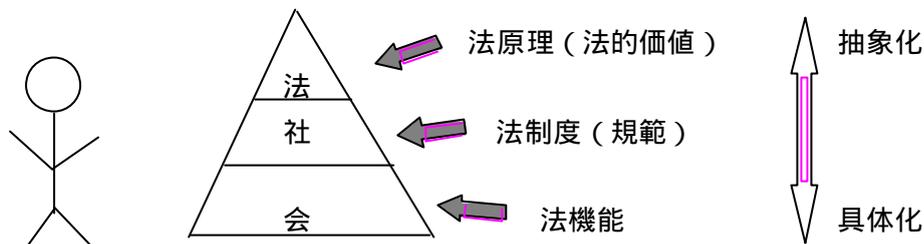
法教育推進協議会

発達段階に応じた法教育の在り方 - 高等学校での実践を中心に -

福井大学 橋本 康弘

1. 法教育カリキュラム設計の要素

(1) 認識対象としての法社会 「法社会を知る」

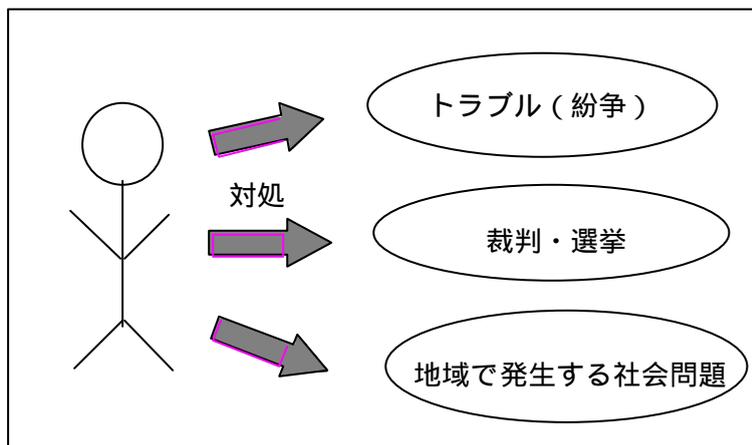


法原理 (法的価値) 普遍性が高く抽象度の高い、法制度の根拠となっている価値
(Ex, 刑法; 罪刑法定主義 他)

法律制度 (規範) 法原理 (法的価値) を根拠に作られている規範; 法、ルール

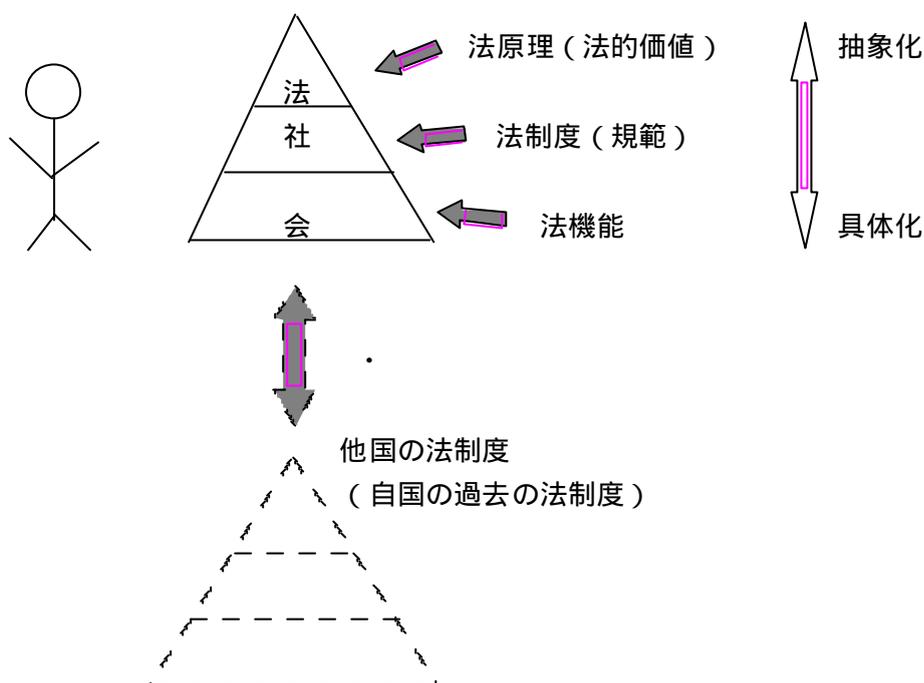
法機能 法律制度・規範の運用の実際 (Ex, 監視カメラと犯罪防止条例)

(2) 行動対象としての法社会 「法社会の中で行動する」



2. 法教育カリキュラム設計の枠組み - 認識形成を重視したカリキュラム設計の場合 -

(A) 横軸としての教育目的・学習形態



から の理解を前提として、 ・ に進む
 から の理解についても、より具体的な学習である法機能学習（ に相当）を小
 学校段階に や の学習を中学校段階に位置づける。そして「発展的な学習」であ
 る や を中学校・高等学校段階に位置づける。

表1 認識形成を重視した法教育カリキュラムの教育目的と学習形態、学習事例

目的	学習	学習形態	学習事例（校種・教科目）
法制度を 理解できる	法制度 学習	行政・司法・立法制度、憲法を理解する	憲法条文や統治機構の学習 （中・社）
法機能を 理解できる	法機能 学習	社会の中で制度や法の運用の結果（機能）を説明し、問題点があればそれを理解する	警察制度とその運用（機能） の学習 （小・社）
法原理を 理解できる	法原理 学習	制度や法の背景（成立根拠）である原理・原則（法的価値）を理解する	（例）契約自由の原則を学 ぶ学習 （中・社）
法（制度） を反省的に 考察できる	法反省 学習	自国法制度（機能）を理解した上で、他国法制度（機能）や自国の過去の法制度（機能）と比較し、吟味する	（例）日本の憲法条文と韓 国の憲法条文を比較・検討 する学習（中・社、高・公）
法（制度） を批判的に 考察できる	法批判 学習	自国法制度（機能）を理解した上で、他国法制度（機能）や自国の過去の法制度（機能）の背景にある原理・原則を踏まえた上で、自国法制度を吟味し、再構築する	（例）外国人参政権付与の 是非を吟味・検討する学習 （高・公） 詳細は下記参 照

(B)縦軸としての法学の体系

憲法や民法、刑事訴訟法といった法学の体系に沿った内容領域で構成する。

3. 法教育カリキュラム設計の具体 - 認識形成を重視したカリキュラム設計の場合 -

表2 認識形成を重視した法教育カリキュラムの具体

	小	高			
	(法機能学習)	(法制度学習)	(法原理学習)	(法反省学習)	(法批判学習)
憲法	身近な生活の中で憲法の条文(憲法の価値)がどのように反映しているのかについて学習する	憲法に規定される条文と機構はどのような内容なのかについて学習する	憲法に規定されている条文や機構はどのような考え方に基づいて出来ているのかを学習する	憲法を他国や自国の過去の憲法と比較しつつ、その内容の是非について吟味・検討する	憲法に関わる法制度(法的論争問題)について法的論点を整理しつつ他国や自国の法制度(機能)の根拠である原理を念頭に置いて吟味・検討し、再構築する
民法					
国際法					
.					

(参考) 市民性育成を重視したカリキュラム設計

(A) 縦軸としての教育目的・学習形態

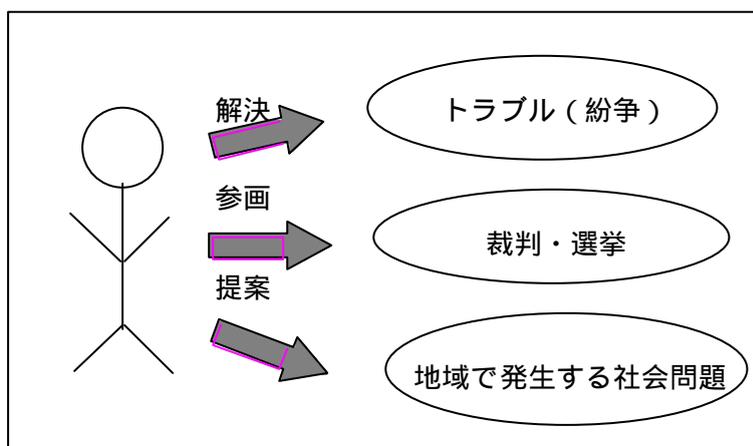


表 1 市民性育成を重視した「法教育」カリキュラムの教育目的と学習形態、学習事例

目的	学習	学習形態	学習事例（校種・教科目）
紛争（トラブル）を解決できる	紛争解決学習	社会の中で発生するトラブル（紛争）を解決するための方法（観点）を踏まえながら、身近なトラブルを模擬的に解決する	（例）マンションの中で発生すると想定される騒音やペットのトラブルを法的な視点を用いて解決する（中・社、中・道）
法システムに参画できる	法システム参画学習	裁判員や有権者として法システムに参画し、システムに関与する方法を学びながら、意思決定を模擬的に行う	（例）模擬裁判、模擬少年法廷や模擬選挙（中・社、中・総合、高・公）
社会に参加し提案できる	社会参加学習	現実社会で発生する法的問題に対してその問題の解決策を社会構成員（役所や住民）に評価してもらい、実現するよう行動する	（例）地域の法的な問題（安全の問題等）の解決策を考案し、提案する授業（中・社、中・総合）

(B)横軸としての社会性の拡大

4.カリキュラムの最後に位置づけられる法批判学習の具体 - 「外国人参政権」付与の是非 -

段階	学習活動	学習内容
展開 1		<p>Aさんは日本で生まれ、日本社会に生活の本拠を置いた長年定住している人である。Aさんは納税や勤労といった日本国憲法に定められる義務を果たしている。しかし、「日本国籍」がないという理由だけで参政権（選挙権・被選挙権）がない。それは問題であり、参政権を認めるべきだと考えている。</p> <p>Aさんの主張への賛否を考察する</p>

段階	学習活動	学習内容
展開 2	それぞれの主張のメリット・デメリットの考察	賛成派・反対派のメリット・デメリットの具体
展開 3	参政権について憲法学や法学における解釈上の論点の考察	「国民主権原理」か「人民主権原理」か 参政権の「公務性」か「公共性」か 国政と地方政治は違うのか否か
	アイルランド・イタリア・ニュージーランドの定住外国人参政権付与の状況の考察	国際法に基づく行動の必要性 参政権の付与における相互主義 参政権の部分的付与の可能性 定住への担保としての永住権 「永住外国人＝将来の国民」としての位置づけ
	国籍取得の原理考察	「血統主義」のメリットデメリット 「生地主義」のメリットデメリット 重国籍のメリットデメリット
	日本の定住外国人の状況の考察	日本国籍を過去に所有していた在日韓国・朝鮮人の人たちの置かれた立場
展開 4	Aさんが提起した問題の解決策の考察	略
展開 5	策定された解決策に用いたルールの検証・解決策のクラスでの討議・合意	略
まとめ	問題解決策に含まれるルールの抽出・確認	略

(参考文献)

- (1)磯山恭子「社会科における法教育の方向性」日本社会科教育学会出版プロジェクト編『新時代を拓く社会科の挑戦』第一学習社，2006,pp.238-250.
- (2)井上茂『法哲学』岩波書店，1981.
- (3)江口勇治編『世界の法教育』現代人文社，2003.
- (4)小林秀行「アメリカ初等法関連教育の単元構成 - Primary VOICE と VOICE のプロジェクトを手がかりにして - 」『社会系教科教育学研究』第 17 号，2005,pp.23-32.
- (5)二階堂年恵「法形成能力を育成する初等法関連教育の内容編成 - オハイオ州法曹協会カリキュラムプロジェクトの場合 - 」『社会科研究』第 63 号，2005,pp.31-40.
- (6)橋本康弘・野坂佳生編『“法”を教える 身近な題材で基礎・基本を授業する』明治図書，2006.
- (7)溝口和宏「法を基盤とする社会科カリキュラム編成の研究 - 『都市社会アメリカにおける正義』の場合 - 」『カリキュラム研究』第 15 号，2006.